

第2号議案

労働基準法に基づく申請について (案)

労働基準法に基づく申請等について、以下のとおり対応を行う。

- 1 時間外労働・休日労働に関する協定届について
時間外労働・休日労働について、労働者代表と協定を締結し、労働基準監督署に届出を行う。協定のポイントは以下の通り（昨年度までと変更なし）。
 - ① 時間外労働をさせる必要のある具体的事由
行政官庁との調整、提出書類の作成
理事会、評議員会運営（資料作成、関係者調整）
需給監視、指示業務等に係る調整
その他、上記項目以外に緊急を要する業務 等
 - ② 延長することができる時間数
1日6時間、1箇月45時間、1年360時間
 - ③ 休日労働をさせる必要のある具体的事由
上記①と同じ
 - ④ 労働させることができる法定休日の日数
休日のうち1箇月に4日
 - ⑤ 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合
納期を目前に、一時的に業務が集中してしまった場合
突発的な不具合を解消するために、急ぎこれに対応しなくてはならない場合
 - ⑥ ④の場合、延長することができる時間数
1日15時間、1箇月99時間59分（年間6回以内）、1年700時間
 - ⑦ 届出予定
別紙1：亀戸労働基準監督署 3月中、別紙2：中央労働基準監督署 3月中
- 2 一斉休憩適用除外に関する労使協定の締結について
広域運用センターの当直員について、労働者代表と一斉休憩適用除外に関する協定を締結する。
 - ① 休憩時間（昼直）
当直長および当直員A 11：30～12：30
副当直長および当直員B 12：30～13：30
 - ② 休憩時間（夜直）
当直長および当直員A 20：00～21：00
2：00～ 3：00
副当直長および当直員B 21：00～22：00
3：00～ 4：00

以上

【添付資料】

- 別紙1：時間外労働・休日労働に関する協定届（豊洲）
 - 別紙2：時間外労働・休日労働に関する協定届（第二事務所）
 - 別紙3：一斉休憩の適用除外に関する労使協定書
- ※別紙1～3については、情報管理規程 第4条（情報格付の区分）の規定に基づき、外部秘とする